

●特別工業地区

土地利用の増進、環境の保護等を図るため、特別用途地区として特別工業地区を定めています。青梅市では、工業地域および工業専用地域の全域に、水質汚濁、大気汚染および悪臭等の広域公害の防止を目的として、第1種特別工業地区を指定し、準工業地域のうち、中小工場と住居の混在度が高く、騒音、振動等近隣公害を防止すべき地区には、第2種特別工業地区を指定しています。

特別工業地区的用途上の制限(建てることのできない建築物)

第1種特別工業地区	次に掲げる事業を営む工場
	(1) 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄りん、赤りん、硫化りん、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、さく酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油または石油類の製造
	(2) ピスコース製品の製造
	(3) 合成染料もしくはその中間物または顔料の製造
	(4) 石炭ガス類またはコークスの製造
	(5) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、ふつ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、りん酸、か性カリ、か性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、ひ素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シャン化合物、クロールズルファン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、グリセリン、さく酸、石炭酸またはクローム化合物の製造
	(6) たんぱく質の加水分解による製品の製造
	(7) 油脂の採取、硬化または加熱加工(化粧品の製造を除く。)
	(8) 合成樹脂の製造
	(9) 肥料の製造
	(10) 製紙(手すき紙の製造を除く。)またはパルプの製造
	(11) 製革、にかわの製造または毛皮もしくは骨の精製
	(12) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物またはその残りかすを原料とする製造
	(13) 金属の精錬(容量の合計が50リットルを超えないるつぼまたはかまを使用するものを除く。)
	(14) 動物の臓器または排せつ物を原料とする医薬品の製造
	(15) ふつ化水素酸を使用する物品の処理(電球または計量器類の処理を除く。)
	(16) シヤン化合物を使用する物品の処理
	(17) 魚肉練製品の製造または食肉の加工(その用途に供する作業場の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)
	(18) アルコール発酵による酒類の製造
	(19) ビタミン類の製造
第2種特別工業地区	1 原動機を使用する工場で作業場(原動機を使用しない室で、文選または校正の作業に使用するものを除く。(2)において同じ。)の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの。ただし、次のいずれにも該当するものを除く。
	(1) 印刷、製本その他これらに類する事業を営むもの
	(2) 作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えないもの
	(3) 作業場の用途に供する建築物を耐火建築物または準耐火建築物としたもの
	2 次に掲げる事業を営む工場
	(1) 骨炭その他の動物質炭の製造
	(2) かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼまたはほうろう鉄器の製造
	(3) ガラスの製造または砂吹
	(4) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
	(5) 練炭の製造
	(6) 木材の引割りまたはかんな削り出力の合計が3.75キロワットを超える原動機を使用するもの
	(7) 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨または貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
	(8) レディミクストコンクリートの製造
	3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第3号までおよび同条第11項に規定する営業に該当するもの